

[事案 30-82] 新契約無効請求

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から勧誘を受けた際、契約することを断っていたにもかかわらず、勝手に契約されていたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下等の理由により、平成 20 年 5 月に契約した終身保険を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)平成 20 年 5 月、募集人から設計書で説明を受け、入院保険は不要であると言っているのに、新規の終身保険加入者は入院保険に一口加入する必要があると言われ、契約することを断ったにもかかわらず、同日付で勝手に契約されていた。
- (2)平成 20 年 11 月、本契約の申込書を作成したが、募集人から、申込日付を平成 20 年 5 月にするよう示され、そのようにしなければならないと誤解して契約の申込みをした。
- (3)契約書へ署名・捺印する時、募集人はずっと話しかけてきて書類に目を通させず、次々と書類への署名を急かし、意向確認書も募集人の指示の元でチェックした。

<保険会社の主張>

平成 20 年 5 月の申込書には申立人の署名・捺印があること、その後の事情として、申立人から、同年 6 月、7 月および 8 月に保険料が払い込まれていること、同年 7 月に特約中途付加の申込みが行われていること等からすると、同年 5 月に申込みの意思表示がなかったと認めることはできないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が平成 20 年 5 月に本契約の申込みをしていなかったとは認められず、募集人が本契約について入院保険も加入しなければ契約できないと誤った説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。